

共済年金 だより

No.94

平成21年1月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重要 >

平成20年分公的年金等の源泉徴収票の送付について……………	2頁
平成20年分の所得税の確定申告について……………	3頁

< お知らせ／お願い >

年金加入期間確認通知書の請求について……………	4頁
支給状態証明書の請求について……………	4頁
年金支給額証明書の請求について……………	4頁
加給年金額の支給停止について……………	5頁
年金受給者の皆様からよくある照会……………	6頁
読者のひろば……………	7頁
平成21年年金カレンダー・お問い合わせ先……………	8頁



「かまくら」秋田県横手市 加賀谷良助（秋田県）

平成20年分公的年金等の源泉徴収票は 1月初旬に「はがき」でお送りします。

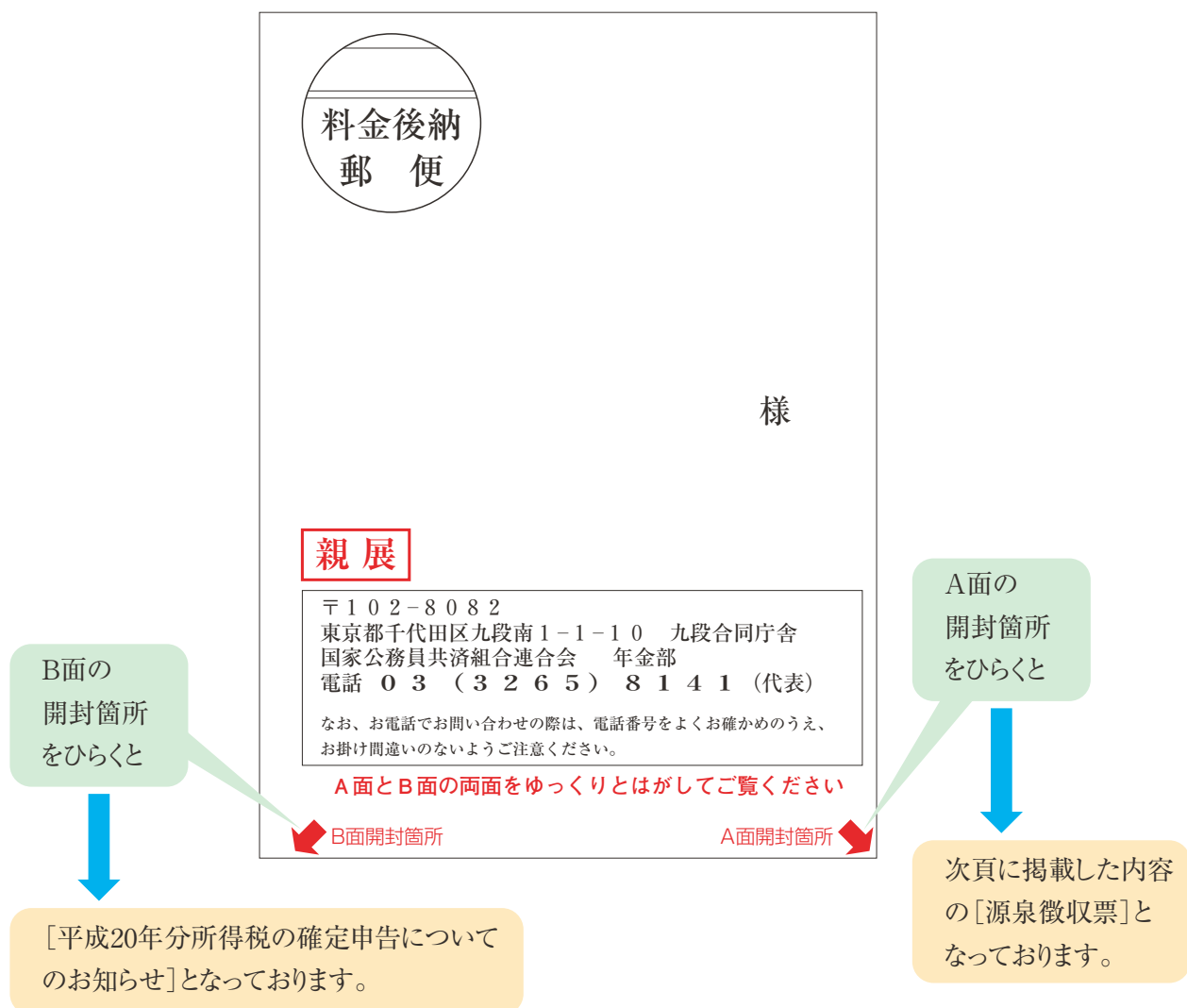
退職共済年金等の受給者の皆様へ

平成20年中に連合会がお支払した年金の「支払金額」や所得税として徴収した「源泉徴収税額」を載せた「平成20年分公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）は、平成21年1月初旬にお送りします。

この「源泉徴収票」は、所得税法上、雑所得として課税の対象となる退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金及び船員通算老齢年金（以下「退職共済年金等」といいます。）を受給されている皆様にお送りします。

（遺族給付又は障害給付は非課税ですでお送りしません）

お送りする「源泉徴収票」は、次のような「郵便はがき」でお届けしますが、所得税の確定申告などの際に必要となりますので大切に保管してください。



平成20年分の所得税の確定申告について

連合会では、退職共済年金等は所得税の源泉徴収を行います。給与所得のような「年末調整」による税額の精算は行っていません。

したがって、次のようなことがある方は確定申告で税額の精算をすることになります。

- 退職共済年金等の他に給与所得、不動産所得、事業所得などの所得金額のある方
- 退職や老齢を給付事由とする年金を二つ以上受給されている方
- 申告内容が、扶養親族等の増加などにより年の途中で変更が生じた方
- 源泉徴収では受けることができなかった「生命保険料控除」、「社会保険料控除」、「医療費控除」などを受けようとされる方

詳しくは、「郵便はがき」でお届けする「源泉徴収票」が届いた際に、はがきのB面に記載している、「平成20年分所得税の確定申告についてのお知らせ」をご参照ください。

(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明

「区分」の欄の適用区分
 法第203条の3第1号適用分
 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方
 法第203条の3第2号適用分
 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金(社会保険庁)と65歳からの「退職共済年金」(連合会)を受けておられる方
 この欄には、65歳に達した翌月からの支払金額と源泉徴収税額を記載しています。なお、65歳に達した月までの分は、法第203条の3第1号適用分に記載しています。
 法第203条の3第3号適用分
 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出されていない方または提出を要しない方

「支払金額」及び「源泉徴収税額」の欄
 公的年金等のその年分の支払総額と源泉徴収税額を記載しています。

「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄
 源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を*または人数で表示しています。

「社会保険料の金額」の欄
 公的年金等の支払の際に控除した特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の総額を記載しています。

平成20年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所						
	氏名						
(受給者番号)		生年月日	明治	大正	昭和	平成	
			年 月 日				
区分	支払金額	源泉徴収税額					
法第203条の3第1号適用分	千円	円	千円	円			
法第203条の3第2号適用分	千円	円	千円	円			
法第203条の3第3号適用分	千円	円	千円	円			
本人		社会保険料の金額					
特別障害者	その他の障害者	千円					
		円					
控除対象配偶者の有無等		扶養親族の数		障害者の数			
有	無	老人控除対象配偶者	特定	老人	その他	特別	その他
		人	人	人	人	人	人
(摘要)							
支払者	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎					
	名称	国家公務員共済組合					
署番号	01101	整理番号	00954861	見本			



年金加入期間確認通知書の請求について

年金受給者ご本人または配偶者が厚生年金保険、国民年金など他の公的年金制度の年金を請求するときには、国家公務員共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要となります。その際は、「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入し、請求書の用紙がないときには、便箋等に**記載例**のように必要事項を記入し、返信用封筒（80円切手貼付）を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

なお、請求書の用紙は、**国家公務員共済組合連合会ホームページ** (<http://www.kkr.or.jp/>) よりダウンロードすることも可能です。

(記載例)

年金加入期間確認通知書の発行依頼について

- ①年金証書記号番号、②請求者の氏名(フリガナ)、③年金受給者の氏名(フリガナ)、
④年金受給者の生年月日、⑤請求者の郵便番号・住所、⑥請求者の電話番号、⑦請求の理由、⑧必要枚数

〈請求先〉国家公務員共済組合連合会年金部 証明書担当 電話 03-3265-8141

(注1) 社会保険労務士等が請求する場合は、委任状を添付してください。

(注2) 連合会から年金が2つ以上決定されている場合は、①は全ての年金証書記号番号を記入してください。

(注3) 請求者が年金受給者ご本人の場合は、②請求者の氏名を記入する必要はありません。

(注4) 請求者が組合員と離婚されている場合は、婚姻と離婚の記載されている戸籍謄本を添付してください。

支給状態証明書の請求について

年金の受給権を担保にして、「日本政策金融公庫」(沖縄在住者の方に限っては「沖縄振興開発金融公庫」)から、貸付けを受けることができます。

貸付けを受けるときは、支給状態証明書(用紙は日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にあります)に、連合会で年金額、最終の支払済みの支給期月等の支給状態に関する証明を受け、貸付けを受けようとする公庫に提出します。証明書が必要なときは、氏名、年金証書記号番号を記入した同申込書に返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

詳細については、最寄りの日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫にお尋ねください。

年金支給額証明書の請求について

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税のため、源泉徴収票は、送付していません。

これらの年金を受給している方が、各種学校の奨学金、授業料の免除及び老人ホームへの入所などの資格審査等のために証明書が必要な場合は、年金支給額証明書(以下「証明書」といいます)を発行いたします。

証明書が必要なときは、年金証書記号番号、氏名、電話番号、何年度分の証明書が必要なのか、また使用目的を便箋等に記入し、返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

加給年金額の支給停止について

加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金又は老齢厚生年金(注)を受ける場合には、加給年金額の支給が停止されます。

(注) 加入期間が20年以上又は20年以上とみなされる年金が対象になります。

※ この他、配偶者が障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金を受ける場合も加給年金額の支給が停止されます。

今回は、その具体的な事例について説明いたします。

該当すると思われる場合には、速やかに「加給年金額対象者異動届」(年金証書と共にお送りしました「届出用紙綴」の中にあります。)に必要書類を添付の上、ご提出ください。

【事例 1】配偶者が年金を受ける場合

夫 退職共済年金を受給

妻 加給年金額対象者

★老齢厚生年金を受給

夫の退職共済年金

定額(経過的加算額)	支給されます
厚生年金相当額	
職域加算額	
(配偶者)加給年金額	支給が停止されます

【事例 2】配偶者が失業給付と年金を受けた場合

夫 退職共済年金を受給

妻 加給年金額対象者

★老齢厚生年金を受ける権利あり

★退職後 ⇒ 失業給付(雇用保険法)を受給 ⇒ 老齢厚生年金は支給停止

★失業給付受給満了後 ⇒ 老齢厚生年金の支給停止解除

妻の受給状況 ⇒ 失業給付を受けている間 (老齢厚生年金は停止) 老齢厚生年金を受給

夫の退職共済年金

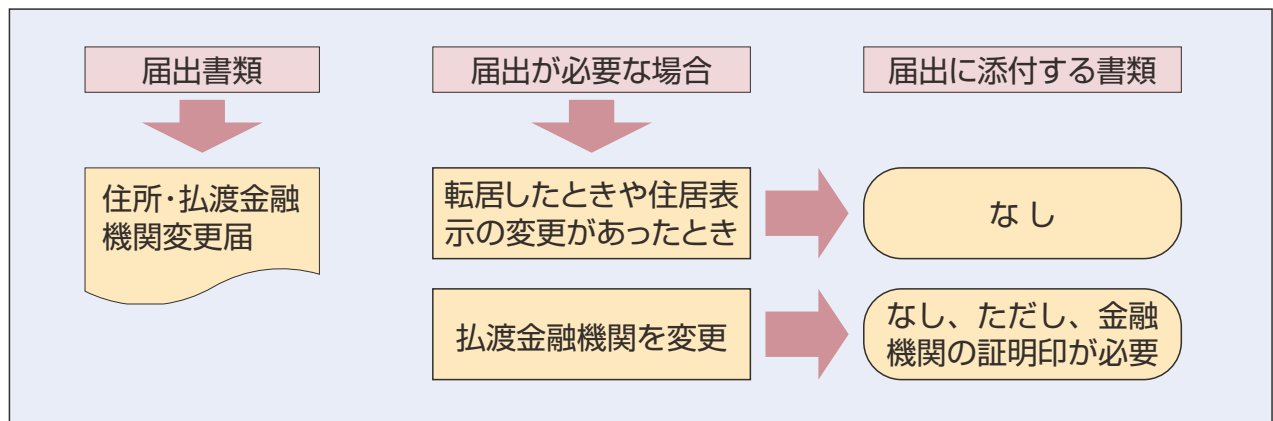
定額(経過的加算額)	支給されます	支給されます
厚生年金相当額		
職域加算額		
(配偶者)加給年金額	支給されます	支給が停止されます

年金受給者の皆様からよくある照会

年金を受けている方からのよくあるご質問を紹介します。

- 引越しをしたのですが？
- 年金を受取る金融機関を変更したいのですが？

○「届出用紙綴」の中の「住所・払渡金融機関変更届」に必要事項を記入し、当会へ送付願います。



注意事項) ○次に該当する方が住所を変更するときは、転居後の住民票が必要となります。
(「住基ネット」に加入されておらず、現況確認が出来ない方の場合。)

- 市町村合併による住所変更については、連合会において変更処理をいたしますので、個々に届出をする必要はありません。ただし、地番が変更になる方は「住所・払渡金融機関変更届」の提出が必要となります。

「住所・払渡金融機関変更届」のご提出がない場合、以下のことが起こる可能性があります。

- 住所の変更がされないため、重要書類や各種のお知らせが届きません。
- 金融機関の変更がされないため、定期送金の金額が口座へ振り込まれません。

書類の再発行や口座入金不能額の再送金には時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

「ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「ねんきん案内」を作成し、同封しましたのでご活用ください。なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



読者のひろば



われも「語り部」か

戦乱、大天災などは歴史的イベントとして、代々語り継がれて行くものである。しかし、口から耳へ、そして又、口から耳へと伝承されて行くこの営みは、実は極めて大切な伝達の道筋だと、このごろ思うようになった。

その昔、文字による伝達方法がなかったころ、「語り部」という専門職が活躍し、大きな役割を果たしていたと言われている。思うに、それらの人の語り口は、お芝居の弁士のように、節をつけ、抑揚を帯びた、臨場感豊かなものであったと想像される。平板で坦々とした語り口だったら、聞き耳を立て、笑ったり、泣いたりすることもなく、時代を隔てて伝承されることもなかったであろう。

悲しい場面では弁士も顔を歪め、面白い場面では何々大笑するなど、その雰囲気を実に表現することが、聞き手の感情を誘導する必須の演技であったと思われる。

過ぐる大戦の悲劇的場面や伊勢湾台風の惨禍を後世の人たちに伝える場合、その場に居合わせた体験者の口から伝えることの大切さはこの点にあると思う。

そうした「語り部」が確実かつ加速度的に世を去って行く事実はだれも留める訳にはいかない。

大戦末期には、爆弾や焼夷弾が降り注ぐ場面や、戦後には飲まず食わずの日々をくぐり抜けてきた経験を持つ私も、近ごろでは「語り部」の一員として相応の役割を果たさねばならないと思うようになった。

馬齢を重ねて、こゝまでたどり着いたわけである。嗚呼……。

愛知県 澤田 正治 (75歳)

家庭菜園

「あっ、芽が出た」私が、家庭菜園に目覚めた理由です。

振り返れば、自宅の隣の畑(六十坪)で、有機農法に視点を置いた野菜(十五種類)作りも二十五年目の春を迎えました。

さて、さまざまな背景、要因が考えられますが、現在、日本の食糧自給率は、四十パーセントを割り込むと共に、多くの食品偽装事件で、食の安全が脅かされています。

このように、食の信頼が失われている社会の中で、食べものの一部ですが、毎月、旬の野菜を食べられる自分は幸せ者だと思います。

ところで、「一石二鳥」と言う「ことわざ」がありますが、野菜作りを通して「芽が出た時の感動。収穫した時の喜び。食べた時の満足感」だけでなく、多くのことを学びました。

具体的には、小さな苗一株が、植えただけで、十倍、ときには百倍になるお得感が嬉しい一方で、長雨を案じ、台風を恐れ、折々の気温や病害虫に一喜一憂する中で、自然を相手とする農業の厳しさが、わかりました。

それから、近所の人や、知人に野菜を、おすそ分けできるのも楽しみになっています。

今後も、季節感を味わいながら、太陽と土と、雨に感謝し、少しでも長く家庭菜園をつづけたいと思う今日この頃です。

茨城県 川鍋 芳郎 (73歳)

【表紙写真募集】

平成21年5月号の本誌の表紙写真を募集します。5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

写真は、L又は2Lサイズのプリントで、別紙に撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、5月号の応募締切は平成21年2月28日です。

平成21年 年金カレンダー

(事情により日程が変わることもあります。)

2009	定期支給関係	所得税関係 その他
1月	15日 年金払渡金融機関変更 (2月定期支給から)の締切日です。	初旬 退職(共済)年金などの受給者の皆様へ「平成20年分公的年金等の源泉徴収票」を「はがき」でお送りします。
2月	13日 2月定期支給(12月・1月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	「平成21年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の内容は、2月定期支給分から反映します。 確定申告開始 確定申告をされる方は、2月16日から3月16日までに住所地の税務署等で確定申告をしてください。
3月	16日 年金払渡金融機関変更 (4月定期支給から)の締切日です。	
4月	15日 4月定期支給(2月・3月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	(注) 本年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等を「 年金支払通知書 」でお知らせします。 なお、支給額等に変更があった場合は、その都度変更内容をお知らせします。 また、厚生年金保険の被保険者等である間の年金の一部支給停止に該当している方には定期支給毎に支給額等をお知らせします。
5月	15日 年金払渡金融機関変更 (6月定期支給から)の締切日です。	
6月	中旬 年金支払通知書(注)をお送りします。 15日 6月定期支給(4月・5月分)	★受給者の皆様の生存の状況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行っています。したがって、同システムを利用し現況確認が行えた方に対しては、平成15年4月より身上報告書は送付しておりません。 (注) 市町村合併に伴う住所変更につきましては、連合会年金部が一括して行いますので、住所変更届の提出は必要ございません。
7月	15日 年金払渡金融機関変更 (8月定期支給から)の締切日です。	
8月	14日 8月定期支給(6月・7月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	
9月	15日 年金払渡金融機関変更 (10月定期支給から)の締切日です。	上旬 退職(共済)年金などの源泉徴収の対象となる年金を受ける皆様へ 「平成22年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の用紙をお送りします。
10月	15日 10月定期支給(8月・9月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	
11月	16日 年金払渡金融機関変更 (12月定期支給から)の締切日です。	中旬 提出期限です。
12月	15日 12月定期支給(10月・11月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03) 3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があります大変申し訳ありません。

間違い電話が多くなっていますので、**おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。**

お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)